

# 神流町生活排水処理基本計画



令和6年11月

群馬県神流町

## はじめに

本町は、群馬県の南西部に位置し、東西約18km、南北約13km、総面積はおよそ114.69km<sup>2</sup>であります。東は藤岡市、西は上野村と南牧村、北は藤岡市と下仁田町、南は埼玉県秩父市と小鹿野町に接しています。

標高は町の中心地で340m、最高は赤久縄山の1,522mで、周囲には1,000m級の山々が連なり、農用地面積は極めて少ない典型的な山村です。

人口は、令和2年の国勢調査による人口は1,645人で、平成17年の2,757人と比較すると15年間で1,112人(△59.6%)減少しています。

河川については、神流川が町の中央を流れ、大小多くの支流が合流しています。また町内に11カ所の簡易水道等水源地があり、さらに下流には首都圏の水瓶である「下久保ダム」があり、藤岡市・神川町等の神流川に水源を依存している市町村が多く存在しています。

一方、河川や水路は、治水対策として、土や植生によらないコンクリート張り等の護岸整備が進んできたため、自然の浄化機能を失いつつあり、これは神流川においても例外ではありません。

したがって、神流川中流部に位置する本町が、神流川の水質保全をする責任は重大となっております。

## 1 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念、目標

本町では、生活排水処理事業の遅れから、最近になって特に水質汚染が問題となってきており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきました。

このようなことから、生活排水を適正に処理することが重要となってきており、町民に対し、生活排水対策の必要性等についても啓発を行うとともに、生活排水処理の目標について、水質の改善を図るにとどまらず、流れる水に清流がよみがえり、蛍が飛び交い、ヤマメやイワナなどの清流魚が泳ぎまわる澄んだ川の復活を目指すものとします。

### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととしますが、生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ① 町内全域を合併処理浄化槽設置区域と定め、個別合併処理浄化槽整備を推進する。また、一般家庭のみならず、事業所・学校・旅館・民宿・官庁等にも合併処理浄化槽整備促進を図る。
- ② 山間地の中でも集落の形態をしていない分散した家屋や、急峻な地形をした家屋については、町と協議のうえ適切な施設の配置により処理する。
- ③ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を推進する。

## 2 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年度は、令和6年度より10年後の令和15年度とします。

なお、中間目標年度は設けませんが、おおむね5年後に、又は諸条件に大きな変動があった場合において、見直しを行うものとします。

## 3 生活排水の排出の状況

### (1) 生活排水の処理フロー

本町における生活排水の処理フローを図1に示します。

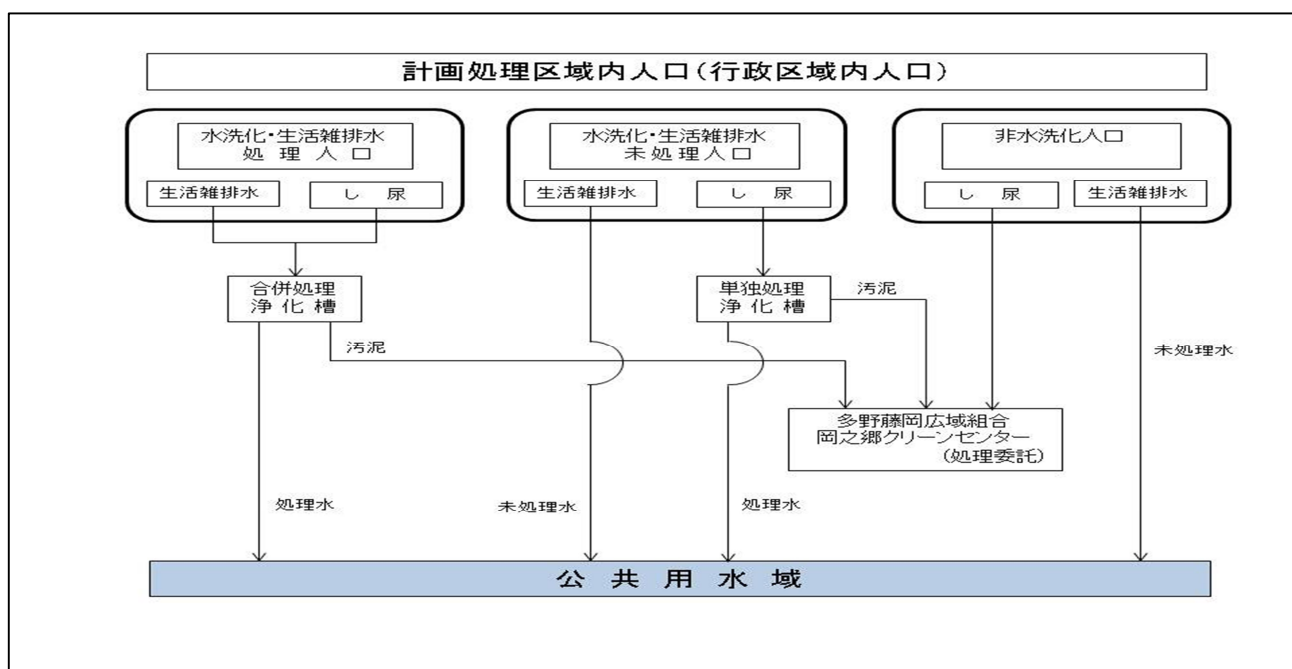
合併処理浄化槽を設置している世帯については、し尿と生活雑排水の全てが浄化槽で処理されます。この世帯人口については、図1のなかで「水洗化・生活雑排水処理人口」としてしています。

し尿だけを処理する単独処理浄化槽を設置している世帯については、トイレは水洗化されていますが、台所や風呂などの生活雑排水は未処理のまま放流していますので、この世帯人口については、同図のなかで「水洗化・生活雑排水未処理人口」としてしています。

汲み取り式トイレの世帯についても、台所や風呂の生活雑排水を未処理のまま放流していますので、この世帯人口については、同図のなかで「非水洗化人口」としてしています。

汲み取りし尿や浄化槽汚泥は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合へ処理委託をしています。

図1 生活排水の処理フロー



## (2) 処理形態別人口の推移

本町の生活排水の処理状況を過去5年間の生活排水形態別人口の推移で見ると、表1に示すとおりです。

令和5年度末における処理形態別人口をみると、計画処理区域内人口1,546人に対して、水洗化・生活排水処理人口837人(54.2%)、水洗化・生活排水未処理人口486人(31.4%)、非水洗化人口223人(14.4%)となっています。

表1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画処理区域内人口	1,771	1,726	1,674	1,608	1,546
1 水洗化・生活雑排水処理人口	884	829	883	852	837
(1) コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—
(2) 合併処理浄化槽	884	829	883	852	837
(3) 下水道	—	—	—	—	—
(4) 農業集落排水施設	—	—	—	—	—
2 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	602	610	538	520	486
3 非水洗化人口	285	287	253	236	223
計画処理区域外人口	—	—	—	—	—

## 4 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表2に示すとおりです。

表2 生活排水の処理主体

施 設 処 理 の 種 類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
(1) コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	
(2) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	神流町・個人等
(3) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	
(4) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(5) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合

※単独処理浄化槽については、平成12年の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から削除され、平成13年4月1日からは原則として合併処理浄化槽でなければ新設できないこととなっています。

※しかし、既存の単独処理浄化槽についても、維持管理等については、浄化槽法の規制を継続する必要があることから、既存単独処理浄化槽については、法改正後においても「みなし浄化槽」として法が適用されています。

## 5 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水の処理計画

#### ① 処理の目標

基本方針に沿って、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、町内全域を合併処理浄化槽設置区域と設定し、水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流を減らしていきます。

生活排水の適正処理の進捗率を表す指標として、目標年度である令和15年度の目標値を表3の各表のとおり設定します。

表3-1 生活排水の処理の目標

	現 在 (令和5年度)	目 標 年 度 (令和15年度)
生活排水の処理の目標	54.2%	60.1%

表3-2 人口の内訳

	現 在 (令和5年度)	目 標 年 度 (令和15年度)
1 行政区域内人口	1,546人	1,195人
2 計画処理区域内人口	1,546人	1,195人
3 水洗化・生活雑排水処理人口	837人	718人

表3-3 生活排水の処理形態別内訳

区 分	現 在 (令和5年度)	目標年度 (令和15年度)
計画処理区域内人口	1,546人	1,195人
1 水洗化・生活雑排水処理人口	837人	718人
(1) コミュニティ・プラント	—	—
(2) 合併処理浄化槽	837人	718人
(3) 下水道	—	—
(4) 農業集落排水施設	—	—
2 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	486人	398人
3 非水洗化人口	223人	79人
計画処理区域外人口	—	—

② 施設及びその整備計画の概要

処理主体ごとの整備計画は表4のとおりとし、町内全域で合併処理浄化槽の整備を推進していきます。

表4 整備計画

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込み
コミュニティ・プラント				
合併処理浄化槽	町内全域	84人	令和6～ 15年度	39,000千円
下水道				
農業集落排水施設				
し尿処理施設				

(2) し尿・汚泥の処理計画

① 現況

本町のし尿の収集・運搬については、許可業者に委託しており、浄化槽汚泥の収集・運搬についても許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しています。

また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は、全量を多野藤岡広域市町村圏振興整備組合のし尿処理施設で処理しています。

② し尿・汚泥の排出状況

最近5年間の排出量は表5-1のとおりであり、合併処理浄化槽の整備や人口の減少に伴い、し尿及び単独処理浄化槽汚泥は減少傾向が続いておりますが、合併処理浄化槽汚泥は増加ないし横ばい傾向となっております。

また、目標年度における排出量の見込みは表5-2のとおりとなっております。

表5-1 処理形態別排出量の推移

(単位：kℓ/年)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
し尿	167.34	170.07	137.39	106.47	115.21
単独処理浄化槽汚泥	321.30	303.05	327.31	284.02	271.96
合併処理浄化槽汚泥	789.00	711.43	747.62	732.80	820.01
合計	1319.62	1184.55	1212.32	1123.29	1207.18

表5-2 排出量の見込み

(単位：kℓ/年)

区 分	現 在 令和5年度	目標年度 令和15年度
し尿	115.21	45.16
単独処理浄化槽汚泥	271.96	126.91
合併処理浄化槽汚泥	820.01	789.56
合計	1207.18	961.63

## ③ し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集・運搬については、現在の形態で実施するものとします。

また、中間処理・最終処分についても、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合のし尿処理施設で現在の形態で実施するものとします。

## (3) 住民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について啓発活動を進めていきます。